

地域包括支援センターふれあい・介護予防支援事業所
重要事項説明書
(令和7年6月1日現在)

1. 事業の概要

運営主体の法人名	医療法人悠愛会		
所在地	山形市桜田西四丁目1番14号		
電話	023-615-3985	FAX	023-615-3986
開設年月日	平成元年3月22日		
運営主体の代表者氏名	理事長 大島扶美		
事業所名	地域包括支援センターふれあい・介護予防支援事業所		
管理者	センター長 工藤 美樹		
事業所の所在地	山形市桜田西四丁目1番14号		
交通の方法	桜田西バス停より徒歩3分(山形大学病院より北方)		
電話	023-628-3988	FAX	023-628-3984
事業所指定年月日	平成18年4月1日		
事業所番号	0600100051	指定都道府県	山形県

2. 事業の目的及び運営方針

(1) 目的

介護予防・要支援状態にある高齢者に対し適切かつ適正な介護予防支援を提供することで地域の医療、保健、福祉に貢献することを目的としております。

(2) 運営方針

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳ある生活が出来るよう、常に利用者またはその家族の意思を尊重した対応で支援を行うことをモットーに業務に取り組むことを旨とします。

3. 職員体制(令和7年6月1日現在)

従業者の職種	人数(人)	常勤	非常勤	備考
管理者	1人	1人		主任介護支援専門員と兼務
保健師等	1人	1人		
主任介護支援専門員	1人	1人		
社会福祉士	1人	1人		
介護支援専門員	1人	1人		事務職員兼務

4. 予防介護支援・介護予防マネジメントの提供方法及び内容(契約書第3条、第4条参照)

事業者は利用契約書第3条第4条に基づき主たる担当者を中心として介護予防の計画作成及び援助をいたします。

5. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 休業：土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12/31～翌年1/3）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分まで
電話受付	24時間受付（023-628-3988）

6. 通常の実施地域

担当地域	山形市内の 第6地区
------	------------

7. 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの利用料金

1ヶ月の利用料金は指定介護予防支援については、介護報酬に準じます。

また介護予防ケアマネジメント料金は山形市の委託規定に準じます。

但し、介護給付費・介護予防ケアマネジメント料が保険者から支払われる場合、利用者の自己負担はありません。

(注) 介護保険適応月の場合においても、保険料の滞納等により介護給付が支払われなくなる場合は、一旦全額お支払いいただきます。その際サービス提供証明書を発行いたしますのでその証明書を市町村窓口に提示すると一部又は全額の払い戻しを受けることができます。

8. 秘密保持(利用者契約書第10条参照)

担当者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。なお、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の情報をを用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ個人情報同意書により得ます。

9. 事故発生時の対応(利用者契約書第11条参照)

担当者は利用者に対する介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、管理者に連絡します。

事業者は明らかに事業者側の過失であると証明された利用者の生命、身体、財産にかかる損害に対してその責任を賠償する責任を負います。但し、利用者及びその関係者の故意又は過失によるものについては、損害賠償の対象にならないものとします。

10. ハラスメント対策について(利用者契約書第7条参照)

事業者は、適切なケアマネジメントを提供する観点から、職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

『パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント等』

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、ご利用者及びその家族等が対象となります。

②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

11. 虐待防止について

事業者は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を定め担当者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、次の措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置
- (2) 虐待の防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対する虐待を防止するための研修の実施
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

虐待防止担当者：管理者 工藤美樹

- (5) その他虐待防止のために必要な措置
- (6) 虐待又は虐待が疑われる事案を発見した場合は、速やかに関係機関に通報する

12. 苦情対応窓口

電 話 番 号	0 2 3 - 6 2 8 - 3 9 8 8
担 当	管理者 工藤 美樹
受 付 時 間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

13. 業務の一部委託

事業者は包括的かつ継続的なケアマネジメントの一環として利用者と相談のうえ、介護予防支援・介護予防マネジメント業務の一部を指定居宅介護支援事業者へ委託する場合があります。

介護予防支援・介護予防マネジメントの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日
説明者 地域包括支援センターふれあい 指定介護予防支援事業所

氏名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明と交付を受け同意しました。

令和 年 月 日

ご利用者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

続柄 _____